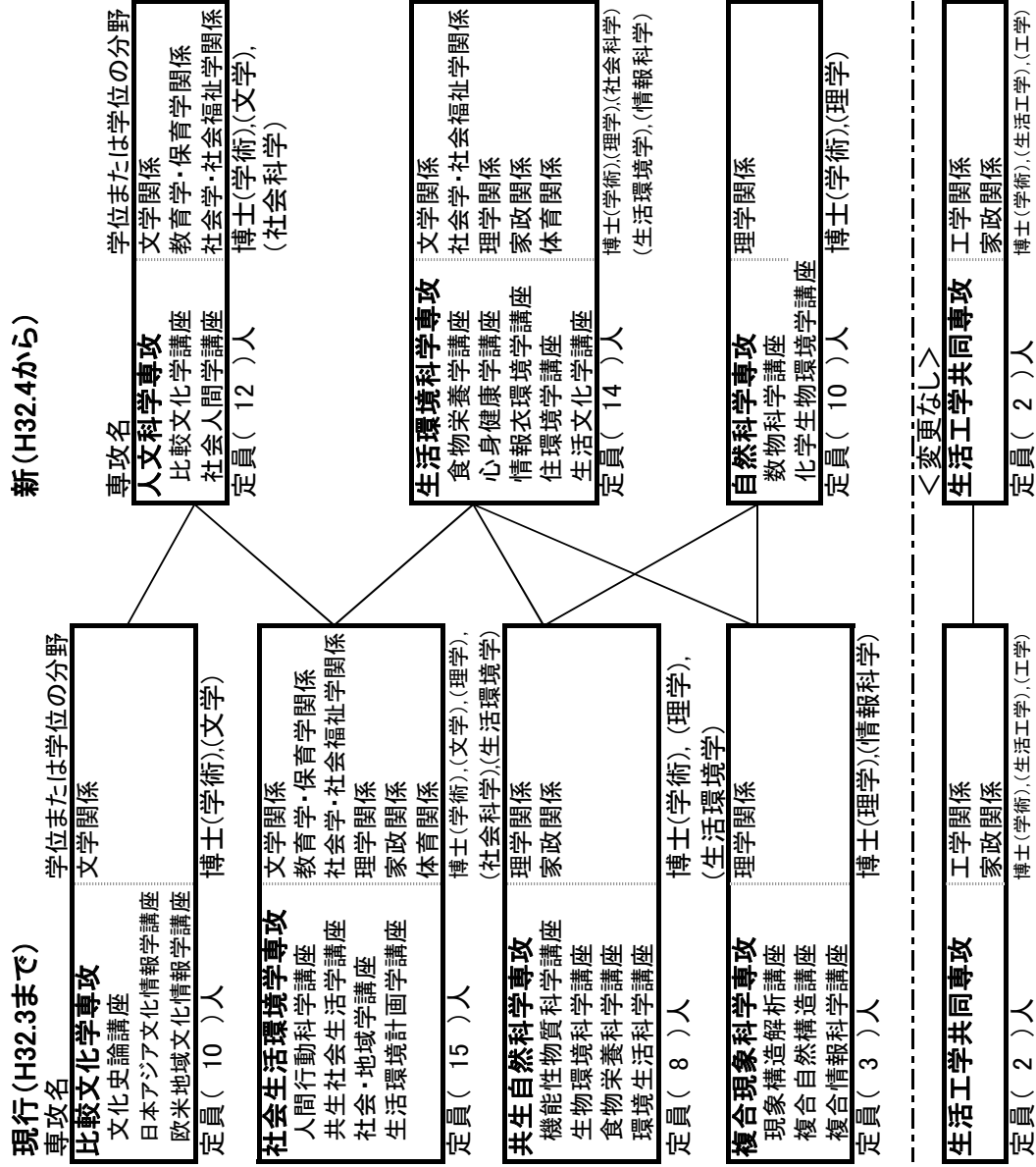


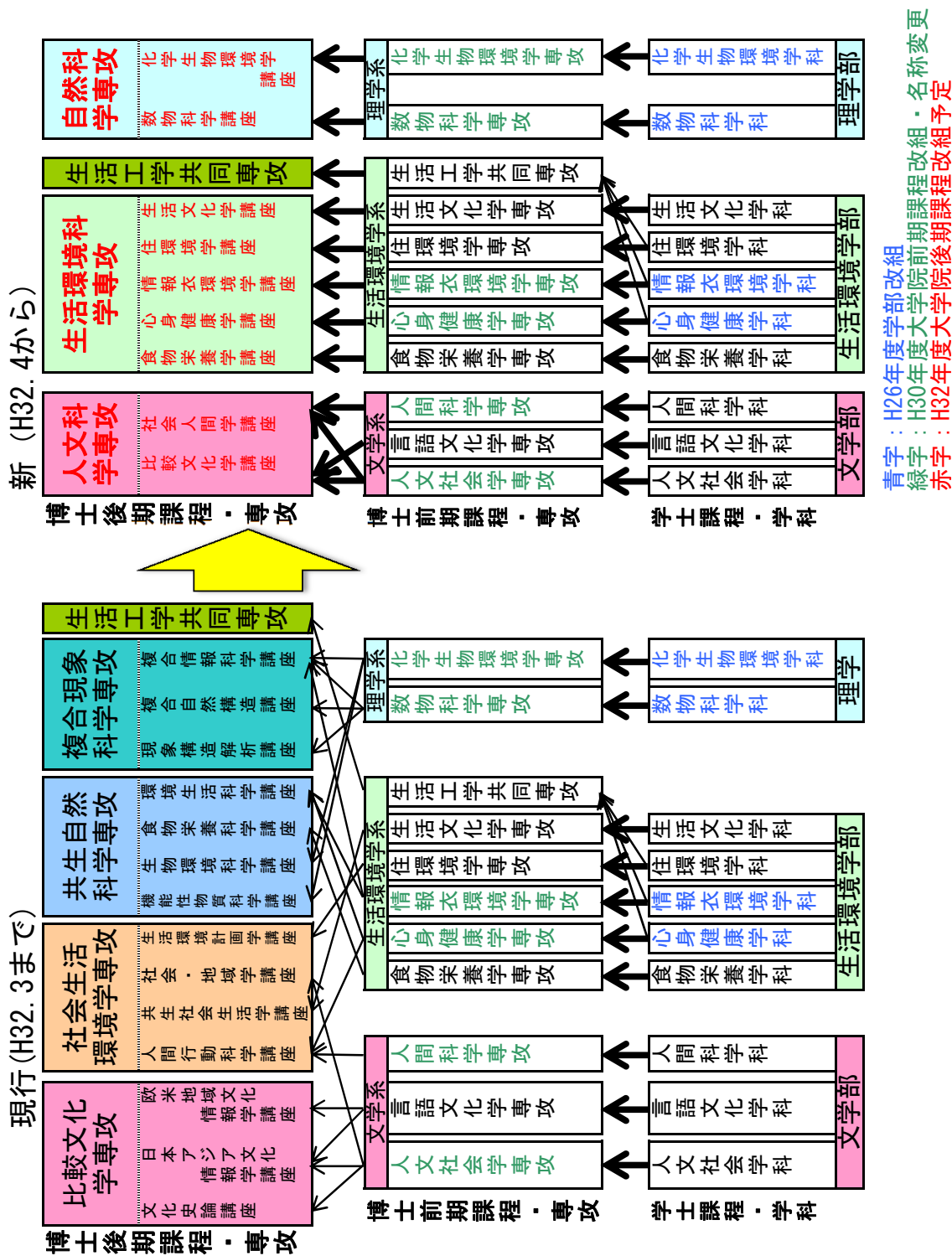
設置の趣旨等を記載した書類 添付資料目次

- 資料 1：教育組織の移行図（その 1）
- 資料 2：教育組織の移行図（その 2）
- 資料 3：教育課程の特色：専修系と複合系
- 資料 4：国立大学法人奈良女子大学職員就業規則
- 資料 5：〔表 A〕 複合系プログラムの一覧と授業科目
- 資料 6：〔表 B〕 複合系プログラムで推奨する博士後期課程他専攻科目の一覧
- 資料 7：入学から修了までのスケジュール
- 資料 8－1：春入学者履修モデル（専修系）
- 資料 8－2：春入学者履修モデル（複合系）
- 資料 8－3：秋入学者履修モデル
- 資料 9：授業時間割
- 資料 10：「奈良女子大学研究者行動規範」
- 資料 11：「奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程」
- 資料 12：大学院生自習室の見取り図



資料 2

(設置の趣旨等関係)



独創的で視野の広い博士人材の育成

【入口戦略】

- 女性の多様なライフイベントにきめ細かく対応可能な柔軟な組織・教育体制
 →「再チャレンジ型女性研究者支援制度」
- 社会人学生受け入れ体制の整備
 →「奈良女子大学大学院博士前期課程修了者博士号取得支援制度(仮称)」
- 留学生受け入れ体制の整備
 →英語で受講する授業科目で修了要件単位をカバーできる体制

博士後期課程

「学際融合的な視点からのアプローチ
「企画力」「主体的行動力・判断力」の涵養

複合系
履修系列

共生科学複合系プログラム

古代学・聖地学複合系プログラム

ジェンダー文化学複合系プログラム

○複合系プログラムのポイント

- (1) 共同専攻を除く学生は、専修系か複合系かを選択し、
定は専攻単位で行う。
(2) 専攻学生の所属は専修系とする各専攻。課程修了判
定は専攻単位で行う。
(3) 指導教員の体制：主任指導教員のいる専攻から2名以上、
それ以外の複合系課程系列担当教員から1名以上、
(4) 専攻科目目から6単位以上、複合系プログラムから4
単位以上を履修。
(5) 修了時に複合系プログラム履修証明書を発行する。

視野拡大

「俯瞰力」「独創力」を涵養

○履修系列 専修系・複合系のポイント

- (1) 共同専攻を除く学生は専修系か複合系かを選択。
- (2) 複合系は専攻分野に定めた科目を30単位以上履修。
- (3) 専修系は、分野を選択し、科目に指定された科目の中から8単位以上を選択・履修、専攻の科目を22単位以上履修。

博士前期課程

高度な「専門性」

基礎的・先端的教育研究体制

履修系列 專修系
專門深化 (各專攻科目9單位以上)

博士(文学) (文学)	博士(学術)(文学) (社会科学)	博士(学術)(理学) (社会科) (生活環境学)	博士(生活工学) (工学)(学術)	博士(学術)(理学) (物理学)
----------------	----------------------	--------------------------------	----------------------	---------------------

キャリア教育の充実

キャリアアセミナーA・B、自己分析・ワークスタイルセミナーA・B

共生科学セブナ一A・B・C

共 生 科 学 特 别 演 习 A · B · C

古代学・聖地学セシナ一A・B・C

古代学・聖地学特別演習 A・B・C

ジエンター学セミナーA・B・C

研究倫理の充実

研究倫理・研究マネジメント(必修)

化学 生物学 环境学講座	自然科学専攻(10)
数物科学講座	
生活工学共同専攻	(2)
生活文化学講座 住環境学講座 情報環境学講座 心身健康学講座 食物栄養学講座	生活環境科学専攻(14)
社会人間学 比較文化学 講座 講座	人文科学専攻(12)

修士 (文学) (学術)	修士 (家政学) (生活環境学) (学術)	修士 (生活工 学) (工学) (学術)	修士 (理学) (学術)
-----------------	--------------------------	----------------------------	-----------------

覆修系列複合系

総合、ジェンター論・女性学、エコシステム・健康・心、共生文化社会、生活科学、複合現象、情報、比較文化情報、人間、スポーツ <分野> 比較文化情報	化学 生物学 環境学 専攻
	数物科学専攻
	生活工学共同 専攻
	生活文化学 専攻
	住環境学専攻
	情報環境学 専攻
	心身健康学 専攻
	食物栄養学 専攻
	人間科学専攻
	言語文化学 専攻
人文社会学 専攻	

覆修系列專修系

専門深化 (30単位以上専攻の科目を履修)

○国立大学法人奈良女子大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 16 号)

改正 平成 17 年 3 月 17 日規程第 252 号
平成 18 年 3 月 17 日規程第 101 号
平成 18 年 12 月 22 日規程第 39 号
平成 20 年 3 月 28 日規程第 50 号
平成 21 年 11 月 27 日規程第 37 号
平成 22 年 12 月 24 日規程第 41 号
平成 23 年 2 月 8 日規程第 58 号
平成 23 年 3 月 25 日規程第 79 号
平成 25 年 3 月 21 日規程第 113 号
平成 26 年 12 月 19 日規程第 42 号
平成 28 年 3 月 25 日規程第 97 号
平成 29 年 9 月 28 日規程第 25 号
平成 30 年 2 月 23 日規程第 91 号

国立大学法人奈良女子大学職員就業規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、国立大学法人奈良女子大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、次に掲げる本学の職員に適用する。ただし、第 25 条第一号の規定により雇用された職員、期間又は日、時間を定めて雇用する常時勤務を要しない職員（第 25 条第二号の規定により雇用された職員を含む。）及び期間を定めて附属学校に雇用する特任教諭（第 25 条第三号の規定により雇用された職員を含む。）の就業に必要な事項は、別に定める。

- 一 大学教員 教授，准教授，講師（常時勤務する者に限る。），助教及び助手
- 二 附属学校教員 副園長，副校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭及び助教諭
- 三 その他職員 前二号以外の職員

2 前項の職員のうち、任期を定めて雇用される職員の任期に関する事項は、別に定める。

(権限の委任)

第 3 条 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）及びその他の関係法令等の定めるところによる。

(規則の遵守)

第 5 条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用，異動等

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は，競争試験又は選考による。

2 職員の採用については，「国立大学法人奈良女子大学職員採用規程」（以下「採用規程」という。）の定めるところによる。

(職員の配置)

第7条 職員の配置は，本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては，採用をしようとする者に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。

一 労働契約の期間に関する事項

二 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

三 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日及び休暇に関する事項

四 給与に関する事項

五 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第9条 職員として採用された者には，採用の日から6月（附属学校教員にあつては，1年）の試用期間を設ける。ただし，他の国立大学法人，国，地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については，この限りでない。

2 試用期間中に職員として，あるいは試用期間満了時に正規の職員とするに学長が不適格と認めたときは，解雇することがある。

3 試用期間は，勤続年数に通算する。

第2節 異動

(配置換・出向等)

第10条 職員は，業務上の都合により配置換，兼務又は出向を命ぜられることがある。

2 職員は，正当な理由がない限り前項の命令を拒否することができない。

3 職員の出向については，「国立大学法人奈良女子大学職員出向規程」の定めるところによる。

第10条の2 クロスアポイントメント制度の適用を受ける職員の取扱いについては，国立大学法人奈良女子大学クロスアポイントメント制度に関する規程の定めるところによる。

(赴任)

第11条 赴任の命令を受けた職員は，ただちに新任地に赴任しなければならない。ただし，やむを得ない事由があるときは，発令の日から1週間以内に赴任するものとする。

第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任は，選考による。

2 前項の選考は，その職員の勤務成績及びその他の能力の評価に基づいて行う。

3 前項の規定にかかわらず，大学教員の昇任の選考については，採用規程第5条第2項，また，附属学校教員の昇任の選考については，採用規程第6条第2項に定める採

用の選考の取扱いに準ずる。

第4節 降任及び解雇

(降任及び降給)

第13条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任又は降給させることができる。

- 一 勤務成績が不良の場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他、職務に必要な適性を欠く場合

(当然解雇)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 禁錮以上の刑に処せられた場合

(その他の解雇)

第15条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しく不良の場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他、職務に必要な適性を著しく欠く場合
- 四 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となった場合
- 五 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- 六 その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

(解雇制限)

第16条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第一号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労基法第81条の規定により打切補償を支払う場合、若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第19条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合、又は天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人奈良女子大学職員の労働時間、休暇等に関する規程」（以下「労働時間等規程」という。）第26条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第17条 職員を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前に本人に予告するものとする。30日前に予告しないときは、平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は第42条第1項第五号に定める懲戒解雇をする場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の予告日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 3 第1項の規定は、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された場合を除く。）には、適用しない。

第5節 休職

(休職)

第18条 職員が次の各号の一に該当する場合は、休職とすることができる。

- 一 心身の疾患のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等に従事する場合
- 四 わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- 五 附属学校教員が、学長の許可を受けて、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程等に在学してその課程を履修する場合において、当該学校の職務に従事することができない場合
- 六 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第19条 前条第1項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

2 前条第1項第二号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

3 前条第1項第五号の休職期間は、年を単位として3年を超えない範囲内で学長が定める。

4 前条第1項第三号及び第四号の休職期間が引き続き3年に達する際、特に必要があるときは、2年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。

(復職)

第20条 前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したときには、復職させるものとする。

2 前条の休職期間が満了した場合は、当然復職するものとする。

3 第18条第1項第一号の休職から前二項の規定により復職させる場合は、当該職員の主治医の診断書、及び産業医又は学長が指定する医師の診断書等により休職事由が消滅したと認められる場合に限り、復職させるものとする。

(休職中の身分)

第21条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第6節 退職及び再雇用

(退職)

第22条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出て承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき
- 二 定年に達したとき
- 三 期間を定めて雇用されている場合で、その期間が満了したとき
- 四 第19条各項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき
- 五 死亡したとき

(自己都合退職手続)

第 23 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも退職を予定する日の 14 日前までに、文書をもって願い出なければならない。

(定年退職)

第 24 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

2 前項の定年は、次のとおりとする。

- 一 大学教員 満 65 歳
- 二 前号以外の職員 満 60 歳

(再雇用)

第 25 条 前条の規定により退職した者については、別に定めるところにより次に掲げる職員として雇用することができる。

- 一 再雇用職員
- 二 非常勤職員(短時間勤務職員)
- 三 附属学校特任教諭

2 前項の規定は、前条第 2 項第一号の職員には適用しない。

(退職後の責務)

第 26 条 退職した者又は解雇された者の責務は次のとおりとする。

- 一 在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 二 本学から借用している物品を返還しなければならない。

(退職証明書)

第 27 条 退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、「国立大学法人奈良女子大学職員給与規程」の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の給与は、年俸制とすることができるものとし、年俸制適用職員の給与については、「国立大学法人奈良女子大学年俸制適用教員給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)の定めるところによる。

第 4 章 服務

(誠実義務)

第 29 条 職員は、国立大学法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(職務専念義務)

第30条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第31条 職員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 労働時間内レクリエーションに参加を承認された期間
- 二 労働時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 三 労働時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 四 通勤緩和等により労働しないことを承認された期間
- 五 労働時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 六 学長が別途定める事由により必要と認められた期間

(遵守事項)

第32条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- 二 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
- 四 職務上知ることのできた個人情報等を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。
- 五 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- 六 本学の敷地及び敷地内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 七 大学内で、教育・研究等に多大な支障を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送・宣伝・集会又は文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為を行ってはならない。
- 八 大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行う場合は、事前に許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第33条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

- 2 職員の倫理については、「国立大学法人奈良女子大学職員倫理規程」の定めるところによる。

(ハラスメントの防止)

第34条 職員は、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 職員のハラスメントの防止については、「国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程」の定めるところによる。

(兼業)

第35条 職員は、許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 職員の兼業については、「国立大学法人奈良女子大学職員兼業規程」の定めるところによる。

第5章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第 36 条 職員の労働時間、休日及び休暇等については、「労働時間等規程」の定めるところによる。

(育児休業等)

第 37 条 職員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とする者は、申し出て育児休業又は育児部分休業の適用を受けることができる。

2 育児休業等については、「労働時間等規程」の定めるところによる。

(介護休業等)

第 38 条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等については、「労働時間等規程」の定めるところによる。

第 6 章 研修

(研修)

第 39 条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために、絶えず研修に努めるとともに、研修に参加することを命ぜられた場合には、当該研修を受けなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 職員の研修については、「国立大学法人奈良女子大学職員研修規程」の定めるところによる。

第 7 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 40 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

一 善行又は業務上の功績があった者

二 永年勤続して、勤務成績が良好であった者

2 職員の表彰については、「国立大学法人奈良女子大学職員表彰規程」の定めるところによる。

(懲戒)

第 41 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行う。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

二 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

三 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合

四 素行不良で本学内の秩序又は風紀を乱した場合

五 重大な経歴詐称をした場合

六 正当な理由なく欠勤した場合

七 正当な理由なくしばしば遅刻、早退等の勤務不良があった場合

八 この規則その他本学が定める諸規程に違反した場合

九 前各号と同様の行為があった場合

(懲戒の種類・内容)

第 42 条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

一 けん責 始末書を提出させて将来を戒める。

二 減給 始末書を提出させて給与を減額する。ただし、減給は、1 回の額が平均賃金の 1 日分の 5 割を超えることはなく、また、1 か月の額は当該月の給与総額の 1 割を超えることはない。

三 出勤停止 始末書を提出させるほか、1年以下の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しない。

四 諭旨退職 退職を勧告する。勧告に応じない場合は、次号の懲戒解雇とする。

五 懲戒解雇 即時に解雇する

2 職員の懲戒については、「国立大学法人奈良女子大学職員懲戒規程」の定めるところによる。

(訓告等)

第43条 第41条につき懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意を文書等により行うことがある。

(損害賠償)

第44条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第45条 学長は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力して労働災害の防止に努めなければならない。

3 職員の安全・衛生管理については、「国立大学法人奈良女子大学職員安全衛生管理規程」の定めるところによる。

第9章 出張

(出張)

第46条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第47条 前条の出張に要する旅費については、「国立大学法人奈良女子大学職員等旅費規程」の定めるところによる。

第10章 福利・厚生

(宿舎の利用)

第48条 職員の宿舎（本学が職員に貸与する住宅をいう。）の利用については、「国立大学法人奈良女子大学職員宿舎規程」の定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第49条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び労災法に定めるところにより災害補償を行う。

2 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため休業したときは、最初の3日間については、通常の給与の100分の100に相当する額の休業補償を行う。

第12章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当については、「国立大学法人奈良女子大学職員退職手当規程」の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、「年俸制給与規程」が適用される教員の退職手当については、「国立大学法人奈良女子大学年俸制適用教員給与規程の適用を受ける教員の退職手当の特例に関する規程」の定めるところによる。

第 13 章 知的財産権

(知的財産権)

- 第 51 条 職員の知的財産権については、「国立大学法人奈良女子大学職務発明等規程」の定めるところによる。

第 14 章 雑則

(規則の解釈等)

- 第 52 条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会に諮って学長が決定する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 24 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 25 年 3 月 21 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 第 24 条第 2 項第一号の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までの間、大学教員の定年は満 63 歳とする。

- 3 前項により退職した大学教員については、第 25 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 12 条第 3 項の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 28 日から施行し、平成 28 年 10 月 28 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 5

(設置の趣旨等関係)

プログラムの名称	授業科目	養成する能力や人材の特色
共生科学 複合系プログラム	共生科学セミナーA (1単位)	自然界における生物の共生や、自然と人間の共生、人間社会における多文化共生など、広く「共生」に関する諸問題を複合的な視野から科学的に分析・解明できる人材を育成する。
	共生科学セミナーB (1単位)	
	共生科学セミナーC (1単位)	
	共生科学特別演習 A (1単位)	
	共生科学特別演習 B (1単位)	
	共生科学特別演習 C (1単位)	
	キャリアセミナーA (1単位)	
	キャリアセミナーB (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー A (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー B (1単位)	
共生科学関連の他専攻専門科目 *		
古代学・聖地学 複合系プログラム	古代学・聖地学セミナーA (1単位)	古代や聖地に関する多様な情報を蓄積、解読、分析することによって、新たな知の領域を構築し、日本のみならず、広くアジアや世界の歴史・文化の相互理解に貢献できる力を持った人材を育成する。
	古代学・聖地学セミナーB (1単位)	
	古代学・聖地学セミナーC (1単位)	
	古代学・聖地学特別演習 A (1単位)	
	古代学・聖地学特別演習 B (1単位)	
	古代学・聖地学特別演習 C (1単位)	
	キャリアセミナーA (1単位)	
	キャリアセミナーB (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー A (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー B (1単位)	
古代学・聖地学関連の他専攻専門科目 *		
ジェンダー文化学 複合系プログラム	ジェンダー学セミナーA (1単位)	多様な学問分野を通して、ジェンダーの視点を基盤に据えながら、社会における男性／女性に係わる諸問題に広い視野から総合的・実践的にアプローチすることができ、かつ自己をエンパワーメントできる人材を育成する。
	ジェンダー学セミナーB (1単位)	
	ジェンダー学セミナーC (1単位)	
	ジェンダー学特別演習 A (1単位)	
	ジェンダー学特別演習 B (1単位)	
	ジェンダー学特別演習 C (1単位)	
	キャリアセミナーA (1単位)	
	キャリアセミナーB (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー A (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー B (1単位)	
ジェンダー文化学関連の他専攻専門科目 *		

*各プログラムと関係する他専攻の専門科目については、表B参照。

資料 6
(設置の趣旨等関係)

複合系プログラム	プログラムと関係する他専攻科目 **
共生科学 複合系プログラム	人文科学専攻 社会人間学講座開講の各専門科目 生活環境科学専攻 食生活素材機器分析論および同演習 住環境学講座および生活文化学講座開講の各専門科目 自然科学専攻 化学生物環境学講座開講の各専門科目
古代学・聖地学 複合系プログラム	人文科学専攻 比較文化学講座開講の各専門科目 地域社会論および同演習、地域文化論および同演習、歴史文化地理学および同演習、地域自然災害論および同演習 生活環境科学専攻 景観形成過程論および同演習、空間・社会環境史論および同演習、日本生活史論および同演習 自然科学専攻 地球大気環境変動論Ⅰ、Ⅱおよび同演習、地球陸域リモートセンシング論Ⅰ、Ⅱおよび同演習
ジェンダー文化学 複合系プログラム	人文科学専攻 フランス文学表現論および同演習 社会人間学講座開講の各専門科目 生活環境科学専攻 心身健康学講座および生活文化学講座開講の各専攻科目 住様式論および同演習、地域計画制度・政策論および同演習 自然科学専攻 群集生態学論Ⅰ、Ⅱ

**表中の科目のうち、所属専攻で開講される以外の科目が対象となる。

資料 7

（設置の趣旨等関係）

1 年次 4 月	指導教員決定（主・副） 博士後期課程研究計画書提出（主・副指導教員宛て） 授業科目履修登録（講義及び研究指導を受ける） ↓
1 年次 10 月	研究進捗状況のチェック（主・副指導教員による） 授業科目履修登録（後期分） ↓
1 年次 2 月	研究経過報告（主・副指導教員に提出） なお、研究経過報告においては、2 月までに論文を雑誌等に掲載した者はその抜き刷り、あるいは、それに代わるものを提出すること。それ以外の者は当該研究分野に応じた分量のレポートを提出すること。 ↓
2 年次 4 月	第 1 次博士論文執筆計画書提出（主・副指導教員宛て） 授業科目履修登録（講義及び研究指導を受ける） ↓
2 年次 10 月	第 2 次博士論文執筆計画書提出（主・副指導教員宛て） 授業科目履修登録（後期分） ↓
2 年次 3 月	博士論文予備報告（主・副指導教員に提出） なお、予備報告においては、3 月までに論文を雑誌等に掲載した者はその抜き刷りも提出すること。 ↓
3 年次 4 月	第 3 次博士論文執筆計画提出（主・副指導教員宛て） 授業科目履修登録（講義及び研究指導を受ける） ↓
3 年次 9 月	博士論文執筆状況チェック（主任指導教員による） ↓
3 年次 10 月	授業科目履修登録（後期分） ↓
3 年次 11 月上旬	予備審査 ↓
3 年次 12 月上旬	論文題目提出 ↓
3 年次 1 月上旬	博士論文提出（課程博士論文審査） ↓
3 年次 2 月	学位論文審査 公聴会開催 ↓
3 年次 3 月	課程博士学位取得

春季入学者履修モデル

A. 専修系履修系列の履修モデル

(比較文化学講座) 歴史・考古学系

学位		博士（文学）			
概要		自国及び他国、他地域の多様な文化や歴史に対する深い専門知識と幅広い学際的な視野にもとづいた研究能力を備え、国際的感覚に富んだ研究者・高度専門職業人を養成する。併せて、歴史都市「奈良」で研究する利点を生かして、日本、アジアと欧米の様々な文化を比較文化論の視点から分析し、内外に向けてそれを発信する力も身につけさせる。学位取得後は官公庁・教育研究機関や博物館、マスコミ、民間企業のシンクタンクなどで主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		先史考古学特論	2	○	
		東アジア考古学特論	2	○	
	後期	先史考古学演習	2	○	
2 年次	前期	歴史考古学特論	2	○	
	後期	古代学・聖地学特別演習 B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(比較文化学講座) 欧米言語文化学系

学位		博士（文学）			
概要		学際的な視野にもとづいて、欧米の文学、言語に対する深い専門知識と、欧米文化に対する柔軟な研究能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関や、外国語運用能力を生かすことのできる企業などで、主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		イギリス文学分析論	2	○	
	後期	欧米文化表現論	2	○	
		イギリス文学分析論演習	2	○	
2 年次	前期	欧米比較文学論	2	○	
		ジェンダー学セミナー B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(社会人間学講座) 社会学系

学位		博士（社会科学）			
概要		社会環境に関する総合的で高度な知識と理論を十分に備え、独創的かつ専門的な研究能力と実践的な分析能力を身につけることを重視する。このような総合的で高度な理論と方法論を習得するために、演習形式の資料読解や調査・分析、フィールドワークの実践などを織り交ぜた教育を行う。学位取得後は、官公庁・教育研究機関や社会支援に関わる活動・業務を行う NPO・NGO、あるいは、社会調査に関わる業務を行うコンサルタント等で主導的な役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		計量社会学方法論	2	○	
		地域社会論	2	○	
	後期	計量社会学方法論演習	2	○	
2 年次	前期	地域情報解析論	2	○	
		キャリアセミナー（ビジネススキル・インターシッパほか）B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(社会人間学講座) 心理学系

学位		博士（文学）			
概要		人間関係と教育に関する総合的な知識と理論を十分に備えた上で、とくに心理学領域における独創的かつ専門的な研究能力と実践的な分析能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、学習支援に関わる業務等を行う NPO・NGO・民間企業等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		社会心理学	2	○	
		人間形成思想史論	2	○	
	後期	社会心理学演習	2	○	
2 年次	前期	臨床発達心理学	2	○	
	後期	ジェンダー学特別演習 B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

資料 8 - 2

(設置の趣旨等関係)

B. 複合系履修系列の履修モデル

共生科学複合系プログラム (社会人間学講座)

学位		博士 (学術)			
概要		地理学・地域研究や共生科学等の幅広い分野の知識を基に、自然災害や地域防災に関して高度で先端的な学問体系を習得させる。同時に研究者としての正しい倫理観、正確な論理的思考能力、高いコミュニケーション能力、課題解決力を身につけさせる。学位取得後は、官公庁・教育機関、防災関連コンサルタント企業、測量・航測系民間企業などで、主体的に活躍できる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		地域自然災害論	2	○	
		共生科学セミナーA	1		○
		地球陸域リモートセンシング論 I	1		○
	後期	共生科学特別演習 A	1		○
		地域自然災害論演習	2	○	
2 年次	前期	災害社会学	2		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

古代学・聖地学複合系プログラム (比較文化学講座)

学位		博士 (学術)			
概要		古代の社会・文化や聖地に関する総合的な知識と理論を十分に備えた上で、考古学や歴史学をはじめ、広い視野から独創的かつ専門的な研究能力と実践的な分析能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、博物館、マスコミ・出版業界等で主体的に活躍できる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		日本古代社会文化史論	2	○	
		古代学・聖地学セミナーA	1		○
	後期	古代学・聖地学特別演習A	1		○
		日本古代社会文化史論演習	2	○	
2 年次	前期	日本生活史論	2		○
		古代学・聖地学セミナーB	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

ジェンダー文化学複合系プログラム (社会人間学講座)

学位		博士（学術）			
概要		現代社会における男性／女性に係わる諸問題に広い視野から総合的・実践的にアプローチし、ジェンダー文化学の関連分野における研究能力と実践的な分析能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、マスコミ・出版業界、NPO・NGO等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単 位 数	自専攻の専門科目 群・論文等作成群	大学院共通科目群 または複合系プロ グラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		都市社会空間論	2	○	
		ジェンダー学セミナーA	1		○
	後期	ジェンダー学特別演習A	1		○
		都市社会空間論演習	2	○	
2 年次	前期	ジェンダー表象論	2		○
		ジェンダー学セミナーB	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

資料 8 - 3

(設置の趣旨等関係)

秋季入学者履修モデル

A. 専修系履修系列の履修モデル (比較文化学講座) 歴史・考古学系

学位		博士 (文学)			
概要		自国及び他国、他地域の多様な文化や歴史に対する深い専門知識と幅広い学際的な視野にもとづいた研究能力を備え、国際的感覚に富んだ研究者・高度専門職業人を養成する。併せて、歴史都市「奈良」で研究する利点を生かして、日本、アジアと欧米の様々な文化を比較文化論の視点から分析し、内外に向けてそれを発信する力も身につけさせる。学位取得後は官公庁・教育研究機関や博物館、マスコミ、民間企業のシンクタンクなどで主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	後期	先史考古学演習	2	○	
		古代学・聖地学特別演習 A	1		○
	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		先史考古学特論	2	○	
		東アジア考古学特論	2	○	
2 年次	前期	歴史考古学演習	2	○	
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

B. 複合系履修系列の履修モデル (社会人間学講座) ジェンダー文化学複合系プログラム

学位		博士 (文学)			
概要		現代社会における男性／女性に係わる諸問題に広い視野から総合的・実践的にアプローチし、ジェンダー文化学の関連分野における研究能力と実践的な分析能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、マスコミ・出版業界、NPO・NGO 等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	後期	都市社会空間論演習	2	○	
		ジェンダー学特別演習 A	1		○
	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		都市社会空間論	2	○	
		ジェンダー表象論	2		○
		ジェンダー学セミナー B	1		○
2 年次	後期	自己分析・ワークスタイルセミナー B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

資料 9

(設置の趣旨等関係)

大学院共通科目

大学院共通科目群				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
火	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等		共生科学セミナーA、B、C（前期不定期集中、2年おき開講）	高田ほか	Z103
		共生科学特別演習A、B、C（後期不定期集中、2年おき開講）	高田ほか	Z103
		古代学・地理学セミナーA、B、C（前期不定期集中、2年おき開講）	西谷地ほか	Z103
		古代学・地理学特別演習A、B、C（後期不定期集中、2年おき開講）	西谷地ほか	Z103
		ジェンダー学セミナーA、B、C（前期不定期集中、2年おき開講）	高岡ほか	Z103
		ジェンダー学特別演習A、B、C（後期不定期集中、2年おき開講）	高岡ほか	Z103
		ウェビナー（ビジネス・イノベーションほか）A、B（前期不定期集中、隔年開講）	高田ほか	H501
		自己分析・リカスタイリングA、B（後期不定期集中、隔年開講）	高田ほか	H501

専攻共通科目（専門科目）

人文科学専攻				
専門科目群 専攻共通				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
火	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10	研究倫理・研究マネジメント（前）	岡崎真紀子	Z103
木	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等				

専門科目

人文科学専攻				
専門科目群 比較文化学講座				
曜日	時間	授業科目	担当教員	講義室
月	1・2	フランス文学表現論（前期）	高岡尚子	S333
		フランス文学表現論演習（後期）	高岡尚子	S333
	3・4	西洋社会文化史論（前期、隔年開講）	<林田敏子>	Z103
		西洋社会文化史論演習（前期、隔年開講）	<林田敏子>	Z103
		アジア文化史論（前期）	矢島洋一	S319
		アジア文化史論演習（後期）	矢島洋一	S319
	5-6			
	7-8	日本アジア表徴文化論（前期）	佐藤有希子	S320
		日本アジア表徴文化論演習（後期）	佐藤有希子	S320
		ドイツ文学表現論（前期）	吉田孝夫	S334
火	1・2	ドイツ文学表現論（後期）	吉田孝夫	S334
		民族考古学特論（前期）	武藤康弘	N314
	3・4	民族考古学演習（後期）	武藤康弘	N314
		日本アジア言語分析論（前期）	鈴木広光	N328
	5-6	アメリカ現代文学論（前期）	竹本憲昭	S333
		アメリカ現代文学論演習（後期）	竹本憲昭	S333
	7-8	日本古代社会文化史論（前期）	河上麻由子	S324
		日本古代社会文化史論演習（後期）	河上麻由子	S324
		中国言語文化伝承論（前期）	野村鮎子	N220
		中国言語文化伝承論演習（後期）	野村鮎子	N220
水	1・2	欧米比較文学論（前期）	中川千帆	S333
		欧米比較文学論演習（後期）	中川千帆	S333
	3・4	言語コミュニケーション論（前期）	須賀あゆみ	S334
		言語コミュニケーション論演習（後期）	須賀あゆみ	S334
	5-6	日本中世社会文化史論（前期）	西谷地晴美	S329
		日本中世社会文化史論演習（後期）	西谷地晴美	S329
	7-8	国風文化論（前期）	西村さとみ	S329
		国風文化論演習（後期）	西村さとみ	S329
		中国言語文化分析論（前期）	大平幸代	N226
		中国言語文化分析論演習（後期）	大平幸代	N226
木	1・2	中国言語文化表現論（前期）	前田真砂美	N219
		中国言語文化表現論演習（後期）	前田真砂美	N219
	3・4	言語表現論（前期）	今野弘章	S312
		言語表現論演習（後期）	今野弘章	S312
	5-6	歴史考古学特論（前期）	<神野恵>	奈良文化財研究所
		歴史考古学演習（後期）	<神野恵>	奈良文化財研究所
	7-8	日本古典文化資料論（前期、隔週）	<野尻忠>	N325
		日本古典文化資料論演習（後期、隔週）	<野尻忠>	N325
	9-10	東アジア考古学特論（前期）	<今井晃樹>	奈良文化財研究所
		東アジア考古学演習（後期）	<今井晃樹>	奈良文化財研究所
金	1・2	日本言語文化表現論（前期）	尾山慎	N327
		日本言語文化表現論演習（後期）	尾山慎	N327
	3・4	日本古代中世文学論（前期）	奥村和美	N225
		日本古代中世文学論演習（後期）	奥村和美	N225
	5-6	日本近世近代文学論（前期）	磯部敦	N222
		日本近世近代文学論演習（後期）	磯部敦	N222
	7-8	先史考古学特論（前期）	宮路淳子	S323
		先史考古学演習（後期）	宮路淳子	S323
	9-10	日本言語文化分析論（前期）	岡崎真紀子	N223
		日本言語文化分析論演習（後期）	岡崎真紀子	N223
集中・不定期等	1・2	イギリス文学分析論（前期）	齊藤美和	S225
		イギリス文学分析論演習（後期）	齊藤美和	S225
	3・4	木簡学特論（前期）	<桑田訓也>	奈良文化財研究所
		木簡学演習（後期）	<桑田訓也>	奈良文化財研究所
	5-6	中国古代社会文化史論（前期）	佐原康夫	S326
		中国古代社会文化史論演習（後期）	佐原康夫	S326
	7-8	イギリス文学表現論（前期）	西出良郎	S333
		イギリス文学表現論演習（後期）	西出良郎	S333
	9-10	古代史学の諸問題演習（後期）	宮路・佐原	S328
		奈良時代文獻資料論（前期）	<飯田剛彦>	N325

専門科目

人文科学専攻				
専門科目群 社会人間学講座				
曜日	時間	授業科目	担当教員	講義室
月	1・2			
	3・4			
	5-6	思想文化論（後期）	柳澤有吾	F501
	7-8			
	9-10	教育システム論演習（後期）	俵田卓	F410
		教育心理学（前期）	竹橋洋毅	N211
		教育心理学演習（後期）	竹橋洋毅	N211
		計量社会学方法論（前期）	林拓也	N312
火	1・2	計量社会学方法論演習（後期）	林拓也	N312
		地域文化論（前期）	寺岡伸佑	N330
	3・4	地域文化論演習（後期）	寺岡伸佑	N330
		地域自然災害論（前期）	高田将志	S120
	5-6	地域自然災害論演習（後期）	高田将志	S120
		地域社会論（前期）	水垣源太郎	N339
	7-8	地域社会論演習（後期）	水垣源太郎	N339
	9-10	音楽文化論演習（後期）	藤井康之	N116
水	1・2	教育システム論（前期）	俵田卓	F410
	3・4	音楽文化論（前期）	藤井康之	N116
		歴史文化地理学（前期）	内田忠賢	E464
	5-6	歴史文化地理学演習（後期）	内田忠賢	E464
		都市社会空間論（前期）	吉田容子	S113
	7-8	都市社会空間論演習（後期）	吉田容子	S113
		文化社会学（前期）	小川伸彦	N330
	9-10	文化社会学演習（後期）	小川伸彦	N330
木	1・2	臨床発達心理学（前期）	狗巻修司	N217
		臨床発達心理学演習（後期）	狗巻修司	N217
	3・4	行動地理学（前期）	西村雄一郎	S114
		行動地理学演習（後期）	西村雄一郎	S114
	5-6	人間形成思想史論（前期）	西村拓生	F501
		人間形成思想史論演習（後期）	西村拓生	F501
	7-8	地域情報解析論（前期）	石崎研二	N311
		地域情報解析論演習（後期）	石崎研二	N311
	9-10	思想文化論演習（前期）	柳澤有吾	F406
金	1・2	アジヤ自然環境論（前期）	浅田晴久	S115
		アジヤ自然環境論演習（後期）	浅田晴久	S115
	3・4			
	5-6	身体文化論（前期）	鈴木康史	F503
		身体文化論演習（後期）	鈴木康史	F503
	7-8	認知心理学（前期）	天ヶ瀬正博	N315
		認知心理学演習（後期）	天ヶ瀬正博	N315
	9-10	社会心理学（前期）	中山満子	N216
		社会心理学演習（後期）	中山満子	N216
集中・不定期等	1・2			
	3・4			
	5-6			
	7-8			
	9-10			

複合系プログラム科目群

生活環境学専攻 専門科目群 食物栄養学講座				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6			
火	7・8			
	9・10			
	1・2			
水	3・4			
	5・6			
	7・8			
木	9・10			
	1・2			
	3・4			
金	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等				

複合系プログラム科目群

生活環境学専攻 専門科目群 心身健康学講座				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2	運動生理論（前期）	星野聡子	第2演習室
		運動生理論演習（後期）	星野聡子	第2演習室
	3・4			
	5・6			
	7・8	認知・行動理論（前期）	梅垣祐介	E251
		認知・行動理論演習（後期）	梅垣祐介	E251
		リズム表現行動論	成瀬九美	第2演習室
		リズム表現行動論演習	成瀬九美	第2演習室
9・10		犯罪原因論（前期）	岡本英生	F501
		犯罪原因論演習（後期）	岡本英生	F501
		スポーツ社会論（前期）	石坂友司	第3演習室
		スポーツ社会論演習（後期）	石坂友司	第3演習室
火	1・2			
	3・4			
	5・6	スポーツ法制論（前期）	井上洋一	第2演習室
		スポーツ法制論演習（後期）	井上洋一	第2演習室
	7・8			
9・10				
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4			
	5・6	身体運動制御学論演習（後期）	藤原素子	第2演習室
	7・8	身体運動制御学論（前期）	藤原素子	第2演習室
	9・10	運動心理学（前期）	中田大貴	第3演習室
		運動心理学演習（後期）	中田大貴	第3演習室
金	1・2	教育臨床論（前期）	伊藤美奈子	A205
		教育臨床論演習（後期）	伊藤美奈子	A205
	3・4			
	5・6			
	7・8	発達臨床心理学論（前期）	黒川嘉子	A205
9・10	発達臨床心理学論演習（後期）	黒川嘉子	A205	
集中・不定期等		温熱生理学（前期、不定期）	芝崎学	F501
		温熱生理学演習（後期、不定期）	芝崎学	F501
		環境適応生理学（前期、不定期）	鷹股亮	F501
		環境適応生理学演習（後期、不定期）	鷹股亮	F501
		自律神経学（前期、不定期）	吉本光佐	F501
		自律神経学演習（後期、不定期）	吉本光佐	F501

複合系プログラム科目群

生活環境学専攻				
専門科目群 生活環境学講座				
曜日	時限	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2	住模式論（前期）	室崎千重	F501
		住模式論演習（後期）	室崎千重	F501
	3・4			
	5・6	地域計画制度・政策論（前期）	中山徹	第5演習室
		地域計画制度・政策論演習（後期）	中山徹	第5演習室
	7・8			
	9・10			
火	1・2	生気象論（前期）	吉田伸治	F501
		生気象論演習（後期）	吉田伸治	F501
	3・4			
	5・6	居住環境整備論（前期）	山本直彦	E251
		居住環境整備論演習（後期）	山本直彦	E251
	7・8			
	9・10			
水	1・2	景観形成過程論（前期）	根本哲夫	第5演習室
		景観形成過程論演習（後期）	根本哲夫	第5演習室
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2	空間・社会環境史論（前期）	藤田聖児	S227
		空間・社会環境史論演習（後期）	藤田聖児	S227
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2	居住環境管理論（前期）	藤平真紀子	S227
		居住環境管理論演習（後期）	藤平真紀子	S227
	3・4			
	5・6	木質構造解析論（前期）	瀧野敦夫	A203
		木質構造解析論演習（後期）	瀧野敦夫	A203
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等				

複合系プログラム科目群

生活環境学専攻				
専門科目群 生活文化学講座				
曜日	時限	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6	環境社会心理学（前期）	安藤香織	E305
	7・8			
	9・10			
火	1・2			
	3・4			
	5・6	環境社会心理学演習（後期）	安藤香織	E305
		家族社会学演習（後期）	澤田佳世	E304
	7・8			
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4	リーガルサービス論（前期）	大塚浩	E302
		リーガルサービス論演習（後期）	大塚浩	E302
	5・6	ジェンダー表象論（前期）	山崎明子	E206
		ジェンダー表象論演習（後期）	山崎明子	E206
	7・8	家族社会学(前期)	澤田佳世	E304
		災害社会学（前期）	野田隆	E207-2
	9・10	災害社会学演習（後期）	野田隆	E207-2
金	1・2			
	3・4	日本生活史論（前期）	鈴木則子	D407
		日本生活史論演習（後期）	鈴木則子	D407
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等		ジェンダー理論（不定期集中、隔年開講）	<小浜正子>	E307
		国際ジェンダー開発論（不定期集中、隔年開講）	<小浜正子>	E307

複合系プログラム科目群

自然科学専攻					
専門科目群 化学生物環境学講座					
曜日	時間	授業科目	担当教員	講義室	
月	1・2	生体分子科学Ⅰ、生体分子科学演習Ⅰ（前期）	藤井浩	B1208	
		生体分子科学Ⅱ、生体分子科学演習Ⅱ（後期）	藤井浩	B1208	
	3・4	ゲノム多様性論Ⅰ、ゲノム多様性論演習Ⅰ（前期）	吉川尚男	B306	
		ゲノム多様性論Ⅱ、ゲノム多様性論演習Ⅱ（後期）	吉川尚男	B306	
	5・6	機能分子集団理論化学Ⅱ、機能分子集団理論化学演習Ⅱ（後期）	衣川健一	B1208	
		金属錯体固体物性論Ⅰ、金属錯体固体物性論演習Ⅰ（後期）	梶原孝志	B1208	
	7・8	地球大気環境変動論Ⅰ（前期）、地球大気環境変動論Ⅱ（後期）	林田佐智子	G314	
		細胞機能論Ⅰ、細胞機能論演習Ⅰ（前期）	渡邊利雄	E458	
	9・10	細胞触媒設計論Ⅱ、細胞触媒設計論演習Ⅱ（後期）	浦康之	B1208	
		金属錯体固体物性論Ⅱ、金属錯体固体物性論演習Ⅱ（前期）	梶原孝志	B1208	
火	1・2	機能分子集団理論化学Ⅰ、機能分子集団理論化学演習Ⅰ（前期）	衣川健一	B1208	
		細胞機能論Ⅱ、細胞機能論演習Ⅱ（後期）	渡邊利雄	E458	
	3・4	生物多様性論Ⅰ、生物多様性論演習Ⅰ（前期）	佐藤宏明	E260	
		原生生物環境応答論Ⅰ、原生生物環境応答論演習Ⅰ（前期）	杉浦真由美	B404	
	5・6	原生生物環境応答論Ⅱ、原生生物環境応答論演習Ⅱ（後期）	杉浦真由美	B404	
		植物形態形成調節論Ⅰ、植物形態形成調節論演習Ⅰ（前期）	坂口修一	B107	
	7・8	植物形態形成調節論Ⅱ、植物形態形成調節論演習Ⅱ（後期）	坂口修一	B107	
		地球圏域リモートセンシング論Ⅰ、地球圏域リモートセンシング論演習Ⅰ（前期）	村松加奈子	G307	
	9・10	溶液ナノ化学Ⅱ、溶液ナノ化学演習Ⅱ（後期）	吉村倫一	B1208	
		植物分子環境応答論Ⅰ（前期）、植物分子環境応答論Ⅱ（後期）	奈良久美	B214	
水	1・2	植物分子環境応答論演習Ⅰ（前期）、植物分子環境応答論演習Ⅱ（後期）	奈良久美	B214	
		細胞触媒設計論Ⅰ、細胞触媒設計論演習Ⅰ（前期）	浦康之	B1208	
	3・4	植物環境生理論Ⅰ、植物環境生理論演習Ⅰ（前期）	酒井敦	B209	
		植物環境生理論Ⅱ、植物環境生理論演習Ⅱ（後期）	酒井敦	B209	
	5・6	地球環境気象論Ⅰ、地球環境気象論演習Ⅰ（前期）	久慈誠	G315	
		量子化学反応論Ⅰ、量子化学反応論演習Ⅰ（前期）	竹内孝江	B1208	
	7・8	量子化学反応論Ⅱ、量子化学反応論演習Ⅱ（後期）	竹内孝江	B1208	
		群衆生態学論Ⅰ、群衆生態学論演習Ⅰ（前期）	遊佐陽一	B207	
	9・10	生体膜構造・機能論Ⅰ（前期）、生体膜構造・機能論Ⅱ（後期）	鍵和田聡	B405	
		地球環境気象論Ⅱ、地球環境気象論演習Ⅱ（後期）	久慈誠	G315	
木	1・2	群衆生態学論Ⅱ、群衆生態学論演習Ⅱ（後期）	遊佐陽一	B207	
		生体膜構造・機能論演習Ⅰ（前期）、生体膜構造・機能論演習Ⅱ（後期）	鍵和田聡	B405	
	3・4	生物多様性論Ⅱ、生物多様性論演習Ⅱ（後期）	佐藤宏明	E260	
		生体反応設計論Ⅰ、生体反応設計論演習Ⅰ（前期）	三方裕司	B1208	
	5・6	生体反応設計論Ⅱ、生体反応設計論演習Ⅱ（後期）	三方裕司	B1208	
		微生物ゲノム生物学論Ⅰ、微生物ゲノム生物学論演習Ⅰ（前期）	岩口伸一	B307	
	7・8	微生物ゲノム生物学論Ⅱ、微生物ゲノム生物学論演習Ⅱ（後期）	岩口伸一	B307	
		多細胞進化分子論Ⅰ、多細胞進化分子論演習Ⅰ（前期）	西井一郎	B317	
	9・10	数理モデル解析論Ⅰ、数理モデル解析論演習Ⅰ（前期）	高橋智	G303	
		機能性分子変換論Ⅰ、機能性分子変換論演習Ⅰ（前期）	片岡靖陸	B1208	
金	1・2	機能性分子変換論Ⅱ、機能性分子変換論演習Ⅱ（後期）	片岡靖陸	B1208	
		進化生態学論Ⅰ、進化生態学論演習Ⅰ（前期）	井田崇	E257	
	3・4	多細胞進化分子論Ⅱ、多細胞進化分子論演習Ⅱ（後期）	西井一郎	B317	
		生体機能制御論Ⅰ、生体機能制御論演習Ⅰ（前期）	佐伯和彦	B202	
	5・6	数理モデル解析論Ⅱ、数理モデル解析論演習Ⅱ（後期）	高橋智	G303	
		集積型金属クラスター科学Ⅰ、集積型金属クラスター科学演習Ⅰ（前期）	中島隆行	B1208	
	7・8	集積型金属クラスター科学Ⅱ、集積型金属クラスター科学演習Ⅱ（後期）	中島隆行	B1208	
		進化生態学論Ⅱ、進化生態学論演習Ⅱ（後期）	井田崇	E257	
	9・10	生体機能制御論Ⅱ、生体機能制御論演習Ⅱ（後期）	佐伯和彦	B202	
		数理生物学論Ⅰ、数理生物学論演習Ⅰ（前期）	高須夫悟	G303	
土	1・2	応用生態論Ⅰ、応用生態学演習Ⅰ（前期）	片野泉	B203	
		応用生態論Ⅱ、応用生態学演習Ⅱ（後期）	片野泉	B203	
	3・4	数理生物学論Ⅱ、数理生物学論演習Ⅱ（後期）	高須夫悟	G303	
	5・6				
	7・8	溶液ナノ化学Ⅰ、溶液ナノ化学演習Ⅰ（前期）	吉村倫一	B1208	
	9・10	金属蛋白質設計論Ⅰ、金属蛋白質設計論演習Ⅰ（前期）	高島弘	B1208	
		金属蛋白質設計論Ⅱ、金属蛋白質設計論演習Ⅱ（後期）	高島弘	B1208	
集中・不定期等					

平成25年9月19日制定

奈良女子大学研究者行動規範

奈良女子大学（以下、「本学」という。）は、学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指している。また、研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信することを目指して掲げている。

この研究目標を達成するにあたり、本学における研究活動に携わるすべての者（以下、「研究者」という。）は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、学術研究の信頼性および公正性を確保し、社会から信頼と尊敬を得るために、公正な研究の遂行に努めなければならない。

ついては、研究者が常に自覚し、遵守すべき規範として、奈良女子大学研究者行動規範をここに定める。

本行動規範は、日本学術会議の提案する科学者の行動規範に準拠して制定する。

（研究者の基本的責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めなければならない。

（社会の中の研究者）

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。

（科学研究の利用の両義性）

3 研究者は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、適切な手段と方法を選択しなければならない。

（研究活動）

4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動しなければならない。研究成果の公表にあたっては、各自が果たした役割に応じて責任を負う。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担、看過しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も責務であることを自覚し、所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(研究対象などへの配慮)

6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。また、研究遂行上で取得した個人情報の保護には十分な注意を払う。

(他者との関係)

7 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(社会との対話)

8 研究者は、社会や研究者コミュニティとの相互理解のために、積極的に研究成果を公開し、市民との対話や交流に積極的に参加する。

(科学的助言)

9 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。

(法令の遵守)

10 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守し、使途などの説明責任を果たせるよう、合理的かつ適正に執行する。

(差別の排除)

11 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

○奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程

(平成 19 年 2 月 21 日規程第 70 号)

改正 平成 25 年 5 月 22 日規程第 7 号

平成 26 年 2 月 19 日規程第 88 号

平成 26 年 3 月 19 日規程第 105 号

平成 27 年 3 月 18 日規程第 55 号

平成 28 年 10 月 20 日規程第 21 号

平成 30 年 2 月 21 日規程第 73 号

奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、奈良女子大学（以下「本学」という。）において行われる研究上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適切な措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「不正行為」とは、本学に所属する研究者（本学の役員、教職員、及び学生等をいう。）又は本学に所属する研究者であった者が本学在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。

- 一 研究の申請、実施及び報告におけるデータ及び調査結果等の捏造、改ざん及び盗用
- 二 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において、「部局」とは、国立大学法人奈良女子大学学則第 2 章第 2 節に規定する教育研究組織、第 3 節に規定する附属学校、第 4 節に規定する附属教育研究施設等をいう。ただし、研究院は、奈良女子大学研究院規程第 2 条に規定する各学系をいう。

3 この規程において、「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(研究倫理責任者)

第 3 条 本学に、研究倫理責任者を置き、副学長（研究・情報担当）をもって充てる。

- 2 研究倫理責任者は、本学における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るための必要な活動の責任者となる。
- 3 研究上の不正行為に関して、告発の受付から調査等の責任者として、研究倫理責任者が統括し、第 5 条に定める研究倫理委員会が処理する。

(研究倫理教育責任者)

第 4 条 部局に研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、部局における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るための教育・啓蒙活動を定期的に実施するものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、前項の教育・啓蒙活動の実施状況を、研究倫理責任者に報告するものとする。

(研究倫理委員会)

第 5 条 研究上の不正行為に関する重要事項を審議するため、研究倫理委員会を設置し、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
 - 二 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定
 - 三 その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 研究倫理責任者
 - 二 各学部長
 - 三 人間文化研究科長
 - 四 学術情報センター長
 - 五 附属学校部長
 - 六 各学部及び人間文化研究科から選出された評議員 各 1 名
 - 七 その他委員会が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、研究倫理責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 6 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 7 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 8 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力課において処理する。
- (告発等の受付け)

第6条 研究活動の不正行為に係る告発等を受付けるため、受付窓口を設置する。

- 2 告発は、原則として顕名とし、告発対象事案の内容、その他必要事項を記載した申立書（別紙様式1）により、電子メールに添付して送信、又は送付（郵送等によるものとし、FAXによるものは除く。）して行うものとする。
- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発対象事案の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (告発等の取扱い)

第7条 研究倫理責任者は、前条により告発があった場合には、その内容を確認し、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合には、当該告発を受理することとし、匿名による告発を除き、当該告発者に対して、受理又は不受理の結果を通知する。

- 2 研究倫理責任者は、告発が、本学が調査を行うべき内容でない場合は該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発内容が、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。
- 3 他の研究機関等から回付された告発は、本学に告発があったものとして取り扱う。
- 4 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名の告発があった場合に準じて取扱うものとする。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、研究倫理責任者は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合でも、当該事案の調査を開始することができる。

- 6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談を受けた場合は、研究倫理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは被告発者に警告を行うものとする。

ただし、被告発者が本学に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。また、本学に所属しない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知するものとする。

- 7 研究倫理責任者は、本条第1項から前項までの対応について、必要に応じて研究倫理委員会を開催し、協議するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第8条 告発を受付ける場合、研究倫理責任者は、受付窓口担当職員以外は見聞できないよう告発内容や告発者の秘密保持を徹底する。

- 2 研究倫理委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 研究倫理委員会は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、その限りではない。
- 4 悪意に基づく告発を防止するため、研究倫理委員会は告発者に調査に協力を求める場合がある。なお、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う場合がある。
- 5 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 6 学長は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、不利益な取扱いを行ったりしてはならない。

(調査機関等)

第9条 本学に所属する研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が、他の研究機関で行った研究に係る告発があった場合、研究が行われた研究機関と協議して、告発された事案の調査を行うものとする。
- 3 被告発者が、本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と協議して、告発された事案の調査を行うものとする。また、被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案の調査を行う。
- 4 告発された研究の分野に関連がある他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査)

第10条 研究倫理責任者は、第6条の規定により告発を受理したときは、速やかに研究倫理委員会を開催し、研究上の不正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発内容の合理性、本調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査は、告発を受け付けた後、概ね30日以内に終えるよう努めなければならない。
- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、

判断するものとする。

- 4 本学に所属する研究者は、予備調査委員会から予備調査の実施に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(予備調査委員会)

第11条 研究倫理委員会は、前条に定める予備調査を実施するため、第5条第7項の規定に基づき、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究倫理委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名
- 二 告発に係る調査の対象者が所属する部局長
- 三 その他研究倫理委員会が必要と認めた者

- 3 委員は、学長が任命する。

- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 5 予備調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被告発者に対して事情聴取を行うことができる。また、本学に所属する研究者に対しそれらが保有する資料の保全等を命ずることができる。

- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該予備調査の結果を速やかに研究倫理委員会に報告する。

(本調査)

第12条 研究倫理委員会は、前条第7項の報告に基づき、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

- 2 研究倫理委員会は、前項により本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

- 3 研究倫理委員会は、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

- 4 研究倫理委員会は、当該事案に係る研究資金の配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に本調査を行う旨を通知するものとする。

- 5 本調査は、実施の決定後、概ね30日以内に開始するものとする。

- 6 研究倫理委員会は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者及び被告発者（第11条第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。）に通知するとともに、学長に報告するものとする。この場合、研究倫理委員会は予備調査に係る資料等を保存し、配分機関等や告発者の求めに応じ開示するものとする。

- 7 本学に所属する研究者は、調査委員会から本調査の実施に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(調査委員会)

第13条 研究倫理委員会は、前条に定める本調査を実施するため、第5条第7項の規定に基づき、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究倫理委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名

- 二 告発に係る調査の対象者が所属する部局長
 - 三 学部又は人間文化研究科から選出された教員 若干名
 - 四 本学に所属しない有識者・学識経験者 若干名
 - 五 その他研究倫理委員会が必要と認めた者
- 3 委員は、学長が任命する。
 - 4 調査委員会の委員の半数以上は、第2項第四号に定める委員でなければならない。
 - 5 第2項に定める委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。
 - 6 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 7 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。
 - 8 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 9 研究倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対し告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立書（別紙様式2）を研究倫理委員会に提出することができる。
 - 10 異議申立てがあった場合、研究倫理委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の方法等）

第14条 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。

- 2 調査委員会が、被告発者に対して再実験などにより再現性を示すことを求めた場合、あるいは被告発者自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）を保障しなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 3 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。
- 4 調査委員会は、本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- 5 研究倫理委員会は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。
- 6 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

（認定）

第15条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定された場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項及び第2項について認定を終了したときは、調査委員会は速やかに研究倫理委員会に報告する。

(説明責任)

第16条 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 調査委員会は、前項により被告発者が行う説明を受けた場合は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うとともに、その結果を研究倫理委員会に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第17条 研究倫理委員会は、調査委員会から第15条第3項及び第16条の認定結果の報告を受けた場合は、ただちに学長に報告するとともに、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

2 研究倫理委員会は、配分機関等に当該調査結果を通知する。また、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。（前項の後段の場合も同様とする。）

3 悪意に基づく告発との認定があった場合、研究倫理委員会は告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(秘密の保持)

第18条 不正行為に係る告発・調査等に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(不服申立て)

第19条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して概ね20日以内に、不服申立書（別紙様式3）を研究倫理委員会委員長に提出することができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前項により不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合は、研究倫理委員会の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでも

なく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに研究倫理委員会に報告し、研究倫理委員会は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、研究倫理委員会は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

- 5 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに研究倫理委員会に報告し、研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、被告発者に当該決定を通知する。
- 6 研究倫理委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。また、配分機関等にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が、再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに研究倫理委員会に報告し、研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて配分機関等に通知する。
- 8 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて配分機関等に通知する。
- 9 前項の不服申立てについては、調査委員会（第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は概ね30日以内に再調査を行い、その結果を研究倫理委員会に報告するものとする。研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて配分機関等に通知する。

（調査資料の提出）

第20条 研究倫理委員会は、配分機関等から、当該事案に係る資料の提出または閲覧を求められた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、提出するものとする。

（調査結果の公表）

第21条 学長は、研究倫理委員会から不正行為が行われたとの認定の報告があった場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、速やかに調査結果を公表する。

なお、公表する調査結果の項目は、原則として次のとおりとする。

- 一 不正行為に関与した者の氏名・所属
- 二 不正行為の内容
- 三 公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会の構成
- 五 調査の方法・手順
- 六 不正行為の発生要因と再発防止策

- 2 学長は、研究倫理委員会から不正行為が行われなかったとの認定の報告があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

（措置）

第22条 学長は、被告発者に対し、調査中あるいは配分機関等による措置等がなされるまでの間などにおいて、以下のような措置をとることができる。

一 本調査を行うことが決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止すること。

二 不正行為が行われたとの認定があった場合、ただちに当該事案に係る資金の使用中止や内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告すること。

三 不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止の解除等必要な措置を講じるとともに、被告発者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じること。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に所属する者であるときは、学長は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

(研究データの保存及び開示)

第23条 本学に所属する研究者は、本学における公正な研究の実施を図るため、研究データを適切に管理し、保存しなければならない。

なお、保存期間及び方法等の詳細については、日本学術会議が定める指針によるものとする。

2 本学に所属する研究者は、研究倫理委員会から研究データの開示を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(雑則)

第24条 この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

(別紙様式1～3 添付省略)

資料12
(設置の趣旨等関係)

